

全 社 協

Action Report

第 318 号

2026（令和 8）年 8 月 3 日

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

総務部広報室 z-koho@shakyo.or.jp

TEL03-3581-7820 FAX03-3581-7854

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル



- 令和 8 年熊本県地震への対応等について

特 集

- 身障協組織化 50 年の歩みと組織化 50 年を礎としたケアコミュニティ実現に向けて

事業ピックアップ

- 利用者の権利擁護・福祉サービスの質の向上について協議
～ 本年度 第 1 回福祉サービスの質の向上推進委員会常任委員会
- 国を越えて、福祉を“共創”する国際交流・支援事業に向けて
～ 本年度 第 1 回国際社会福祉基金委員会を開催
- 「養護」の視点を貫いた育ちの保障を
～ 全保協と保育士会 三要領・指針の改定にあたって意見書を提出

全社協 8 月日程

社会保障・福祉政策情報

全社協の月刊誌（「生活と福祉」）

● 令和 8 年熊本県地震への対応等について

7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震により、熊本県を中心に甚大な被害が発生しています。

全社協では、発災翌日の 29 日より全国災害福祉支援センター(全国センター)の先遣チームを熊本県社協に派遣し、DWAT(災害派遣福祉チーム)派遣、災害ボランティアセンター(災害 VC)開設等に向けた情報収集や各種調整への協力を行っています。

また同日に、社会福祉施設協議会連絡会 臨時会長会議を開催し、社会福祉法人・福祉施設関係の各種別協議会による災害対応体制を確認しました。

DWAT 派遣

熊本県では、DWAT の活動体制が整えられ、7 月 29 日より先遣隊 2 チームが現地調査を実施し、八代市、宇城市、氷川町の被害が大きいことが確認されました。熊本県災害派遣福祉チーム(DWAT、DCAT)は各市町の避難所や施設で活動を開始し、引き続き、ニーズ把握等にあたっています。

30 日夜に熊本県から厚生労働省に DWAT の全国派遣の要請が行われたことを受け、今後、隣接ブロックをはじめ、全国的な支援をお願いすることが見込まれます。

全国センターでは、九州ブロック各県の DWAT が 8 月 4 日から活動を開始できるよう調整を行うとともに、今後、中国・四国ブロックからの応援派遣に向けて調整を進めています。

災害ボランティアセンター

熊本県内では、被災市町社協において災害 VC が設置され、順次、ボランティア活動を開始しています。熊本県災害 VC(熊本県社協)では、各センターでのボランティアの受け入れに向けて、事前登録の受付を開始しました。

現時点では募集を開始していないセンターもあるため、最新の設置・募集状況は、熊本県災害 VC ホームページに掲載している各市町災害 VC のホームページおよび SNS をご確認ください。

なお、熊本県災害 VC では、災害 VC への支援物資の募集も行っています。

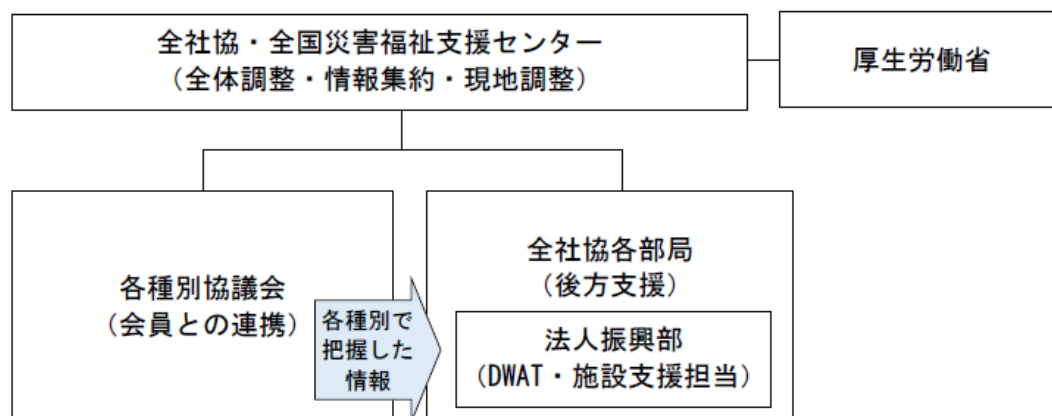
[熊本県社会福祉協議会\(熊本県災害ボランティアセンター\)「熊本県災害ボランティア情報」](#)

全社協、各種別協議会による対応

全社協の全国災害福祉支援センターが全体調整を担い、各種別協議会および全社協各部所が連携し、それぞれの専門性を活かしながら被災地支援にあたります。

今後、被災地における福祉支援として以下に取り組むこととしています。

- ①被災県災害福祉支援ネットワーク・センターによる被害状況・支援ニーズの把握および現地調整
- ②全社協において、各種別協として応援可能な人的・物的支援の把握・整理
- ③被災地の支援ニーズと応援可能な資源とのマッチング
- ④全社協から各種別協への応援要請・調整
- ⑤各種別協を通じた人的・物的支援の実施



上記(前ページ)臨時会長会議を受け、全国社会福祉法人経営者協議会(経営協)でも同 29 日に臨時総会を開催、熊本県経営協関係者をはじめ、被災地、九州ブロック、全国段階の経営協が一丸となって対応することを確認しました。

福祉施設に関しては、現時点では建物倒壊は報告されていませんが、一部損壊や停電、断水等の甚大な被害・影響が報告されています。また、食材や介護用品の配送に影響が出ている施設も見られます。

今後の動きについて

現在、熊本県内の福祉施設等における被災状況・支援ニーズの把握を引き続き進めています。今後、福祉避難所や被災施設等への応援派遣が必要となることが見込まれ、上記の体制等を踏まえ、全国センターが中核となり、より円滑な支援調整を進めることとしています。

また、生活福祉資金制度における緊急小口資金特例貸付についても、現在、ニーズ把握を行っており、実施の必要性や開始時期等について厚生労働省や熊本県社協と調整を行っています。

特 集

● 身障協組織化 50 年の歩みと 組織化 50 年を礎としたケアコミュニティ実現に向けて

全国身体障害者施設協議会(白江 浩 会長／以下、身障協)は、1976(昭和51)年の組織化から、本年で 50 周年を迎えました。これを記念して、身障協の「ロゴマーク」を作成し、記念大会を岡山県倉敷市で開催しました(前号で紹介)。

現在、『身障協三十年史』以降の20年の歩みを中心に『身障協五十年史』の編纂を進めています。本特集では、組織化 50 年を概観するとともに、現在進めている取り組みを紹介します。

【50 年の歩み】

○創成期

身障協の歩みは、1976 年、前身である全国身体障害者療護施設協議会(1992 年改称)の発足に始まります。当時、身体障害者療護施設は、重度の障害があり、常時介護を必要とする人たちの生活を支える場として整備が進みつつありました。身障協は、そうした施設が全国的に連携し、利用者の生活を守り、支援の質を高めていくための組織として歩み出しました。

創成期において身障協がまず重視したのは、職員の資質向上でした。各施設で働く職員にとって日々の支援の指針となるような資料が必要との考えから、役員やブロック長、医師、大学教員らが力を合わせ、1981(昭和 56)年に『療護施設職員ハンドブック』を発行しました。

同年の「国際障害者年」を契機に、社会でノーマライゼーションの理念や「完全参加と平等」が広く語られるようになると、身障協もまた、施設内の支援にとどまらず、地域社会に向けた啓発活動に取り組むようになりました。

○発展期

発展期に入ると、身障協の活動はさらに多面的になりました。全国研究大会をはじめ、施設長セミナー、介護・看護など職種別の研修が開催され、職員の学びと交流の機会が整えられました。

1991(平成 3)年には、職員の資質向上に加え、施設そのものの機能強化が重要視されるようになったことから、「療護施設の機能・制度のあり方検討会」が発足しました。ここから、施設の役割や制度のあり方を主体的に検討し、社会に発信していく流れが強まっていきました。

1995(平成 7)年に発生した阪神・淡路大震災は、身障協にとっても大きな転機となりました。被災地では、行政、地域団体、関係機関と連携しながら支援活動を展開しました。とりわけ、施設中心の福祉のあり方を批判し地域生活を重視する団体とも同じテーブルに着き、地域生活と施設の役割について語り合った経験は、身障協にとって大きな意味を持ちました。施設を必要とする人を支えながら、可能な限り社会参加や地域生活を進める―。その後の東日本大震災や能登半島地震への支援にもつながる、災害支援と地域連携の原点がここにあると考えています。

【組織化 50 年を礎としたケアコミュニティの実現に向けて】

身障協は、2025(令和 7)年度から 2029(令和 11)年度を行動計画の期間とする「身障協ビジョン 2025」(身障協ビジョン 2011、身障協ビジョン 2022 の後継計画)を作成し、組織化 50 年を礎としたケアコミュニティの実現に向けての取り組みを進めています。

「身障協ビジョン 2025」は基本的考え方(基本方針)を以下のとおり定めています。

身障協および会員施設を取り巻く状況は大きく変化してきており、従来の「利用者・職員・事業者(法人・施設)」の視点に「地域」を加えた 4 つの視点を基本に、全国・ブロック・都道府県協議会、会員施設が連携して存在意義(パーパス)を発揮・PRしながら、次の5つの重点課題に対応する。

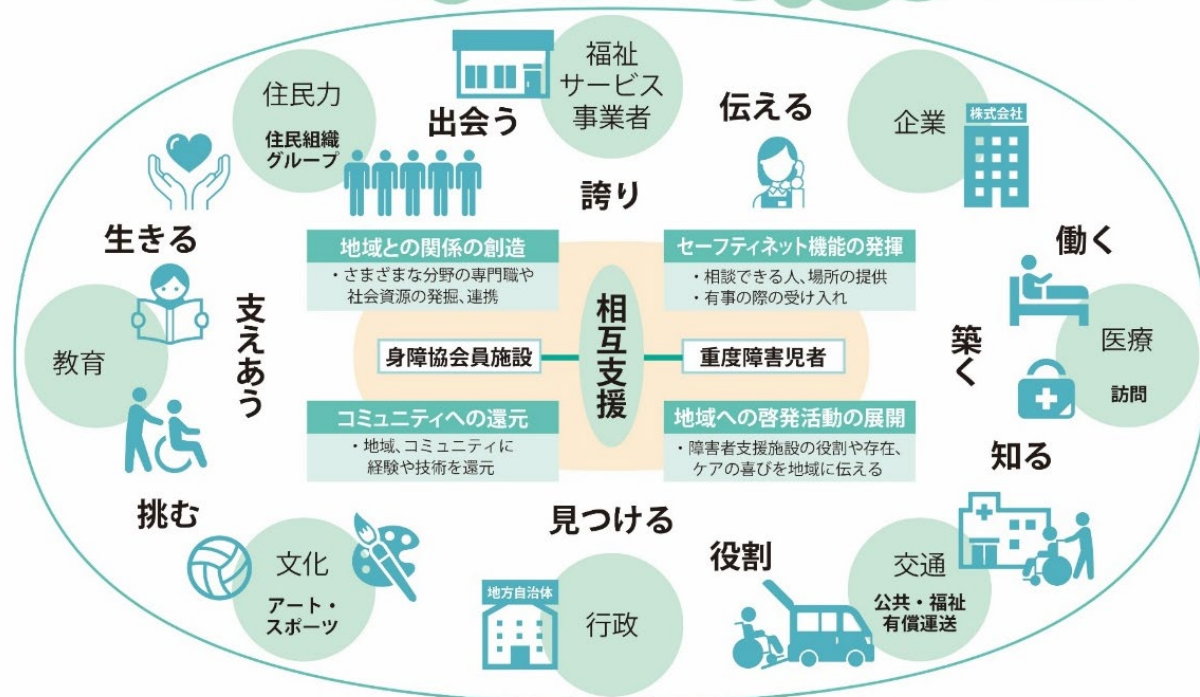
- I 予算要望・報酬改定・制度改善への対応
- II 施設の魅力発信を通じた多様な人材の確保
- III 支援(ケア)の質の向上を通じた人材の育成と定着
- IV 障害者権利条約への対応
- V 組織化 50 年を礎としたケアコミュニティの実現に向けた新たな障害者支援施設の創造

身障協は、基本方針のうち「組織化 50 年を礎とした『ケアコミュニティ』の実現に向けた新たな障害者支援施設の創造」(次ページ図)に向けて、5 つの行動目標を掲げ、取り組みを進めています。

- 5 つの行動目標**
- 1 会員施設を核とした地域生活支援拠点づくりをめざす
 - 2 スペースモデル、ケア、ケアコミュニティの理解を深める
 - 3 災害発生時の会員施設ネットワークを整備するとともに地域で福祉避難所の機能を発揮できる施設をめざす
 - 4 これから 50 年の障害者支援施設の機能・役割・地域との関係を示し、会員施設間の議論を展開する
 - 5 組織を強化するため、会員施設の対象を拡大する

身障協がめざす 『ケアコミュニティ』

福祉に限らず、企業・住民・行政・教育・医療等が、思いあう相互、協働関係(つながり)を広げ、重度障害児者、職員の自己実現と他者実現を果たすためのまち(地域に暮らすすべての人、とりわけ重度障害児者の「生きる」に皆が関わりあう、行政区単位にしばられないネットワークコミュニティ)づくりです。私たち身障協会員施設は専門性をもって支援拠点・発信拠点となります。



【身障協ロゴマーク】

組織化 50 周年に際し、会員施設(516 施設／2026 年 4 月 1 日現在)の役職員・利用者から、身障協のこれまでの活動を踏まえ、これからの身障協を象徴し、理念・わかりやすさ・親しみやすさが感じられる作品を募りました。22 作品の応募があり選考の結果、最優秀賞は坂上 茂 氏(鹿児島県 愛光園 施設長)の作品に、優秀賞は若林実里 氏(岡山県 こうのしま荘 生活支援員)の作品に決定しました。

この最優秀賞作品が身障協ロゴマークとして採用されました。

身障協ロゴマークは、身障協の 50 年を記念して、身障協の「身」の文字をモチーフに躍動感のあるデザインとなっています。伸びゆく芽のように成長していく姿や、うずのように周りを巻き込み世の中を変えていく様子を表し、また青は流れる水で浸透していくことを、緑は優しい豊かな心を、赤は燃える情熱を表現しています。



現在、身障協ロゴマークをあしらった徽章や記念Tシャツ等衣類とステッカーを製作しています。これらの売り上げの一部は、常任協議員会での決議を踏まえ、寄付として身障協の「災害時支援基金」に受け入れます。受け入れた寄付金は、大規模災害の発生に備えて積み立てます。

【高年・障害福祉部 TEL.03-3581-6502】

事業ピックアップ

● 利用者の権利擁護・福祉サービスの質の向上について協議 ～ 本年度 第 1 回福祉サービスの質の向上推進委員会常任委員会

全社協 福祉サービスの質の向上推進委員会（委員長：柏女 霊峰 淑徳大学名誉教授）は、7 月 21 日に本年度 第 1 回常任委員会を開催しました。当日は 14 名の委員と、厚生労働省・こども家庭庁の各課より 11 名の担当者が出席しました。

会議では、昨年度の福祉サービス第三者評価事業および運営適正化委員会事業の実施状況等について報告しました。

また、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（共通評価基準）」について、改定の検討状況を共有しました。当ガイドラインは、前回の改定から 7 年が経過しており、この間の社会福祉を取り巻く環境等を踏まえた検討を進めています。

委員からは、福祉サービス第三者評価事業については、「受審数が伸びておらず評価機関が減ってきていることが、評価機関と事業所との距離感が広がる要因となっている」等の指摘がありました。

また、運営適正化委員会事業に関しては、「苦情の多くは利用者・事業者間のコミュニケーション不足や認識のずれに起因しており、現場での日常的な取り組みが重要」、「（例年実施の、運営適正化委員会が受け付けた苦情に関する集計について、）詳細の分析があると、各事業所において職員研修等で活かすことができる」、「日常生活自立支援事業や運営適正化委員会に関しては、体制等の課題があり、財源確保を含めた抜本的な検討が必要」等の意見が出されました。

その後、厚生労働省およびこども家庭庁の各課から、質の向上に関わる制度動向等について報告が行われたのち、閉会しました。

福祉サービス第三者評価事業をめぐっては、かねてから受審事業所数が増加しないこと、一方で、サービスごとに評価基準や仕組みの創設が図られること等が課題として指摘されており、引き続き委員会として対応を図っていくこととしています。

また、運営適正化委員会事業については、頼れる身寄りがいない高齢者等への新しい第二種社会福祉事業の創設を踏まえた事業のあり方検討と体制整備が急がれるため、本年度は、厚生労働省等との連携を密にしつつ、課題整理や提言に向けた取り組みを進めます。



発言する
柏女委員長

● 国を越えて、福祉を“共創”する国際交流・支援事業に向けて ～ 本年度 第 1 回国際社会福祉基金委員会を開催

全社協 国際社会福祉基金委員会は、7 月 17 日に令和 8 年度 第 1 回委員会を開催しました。

第 1 回委員会では、本年度の事業の方向性について協議しました。とくに、国際交流・支援事業の柱である「アジア社会福祉従事者研修」(以下、アジア研修)のなかで、日本の福祉活動を学ぶ研修生と、研修を受け入れる社会福祉法人等関係者が、国や文化等の違いを越え、気づきや意見を話しあえる関係をつくることができる取り組みについて、意見交換を行いました。本年度 1 年間を試行期間とし、そのために必要な確認事項、研修体制等をつくることを確認しました。

また、“学びあい”と“福祉を共創するパートナーシップ”をめざし、日本も含めた各国の福祉の未来をよりよく変えていくため、下記事業を展開します。

2026 年度実施予定の主な国際交流・支援事業

事業名	内容 等
第 40 期 アジア社会福祉従事者研修	・ アジア 6 か国 6 名の福祉従事者が日本の福祉現場（社会福祉法人等）で研修（日本語研修等を含めた約 11 か月間）。 (動画)40 期研修生 6 名の紹介
アジア社会福祉 WEB ミーティング	・ アジア各国で活動する修了生との情報交換、意見交換を通じた学びあいの場として開催予定（秋頃）
スタディツアー (2026 年 12 月 1 日～4 日／韓国にて開催予定)	・ 修了生の活動先に出向き、各国の福祉事情等を学ぶツアー。 ・ 本年度は「第 27 回日本・韓国・台湾 民間福祉代表者会議」開催に合わせて企画。
各種助成事業	・ 修了生の福祉活動への助成、アジア 5 か国の子どもへの就学・職業訓練の支援を実施

※各事業の詳細は、「国際交流・支援活動会員」向けのニュース等でご案内します。

[全社協「国際交流・支援活動会員のご案内」](#)

国際社会福祉基金委員会

本会の国際交流・支援事業は、「国際児童年」の 1979 年に、終戦直後にララ物資などで救われた福祉関係者による呼びかけのもと、全国から寄せられた拠金をもとにスタートしました。

1984 年には、現在まで続く「アジア児童福祉従事者長期研修(現:アジア研修)」を開始しました。本研修のこれまでの修了生は、アジア各国と日本をつなぐ要として各国で活躍しています。

こうした活動は、全国から寄せられた拠金を基金として管理・運用しながら実施しています。同委員会はその基金活用に関する基本方針を策定し、企画を推進することを目的に設置されています。

●「養護」の視点を買いた育ちの保障を

～ 全保協と保育士会 三要領・指針の改定にあたって意見書を提出

こども家庭庁、文部科学省では、幼児教育・保育のあり方に関する「三要領・指針」(※)の改定に向けて、こどもたちが幼児教育を通じてどのように資質や能力を育んでいくかの合同検討が行われており、6月5日、「とりまとめ(案)」が示されました。

※「三要領・指針」(それぞれ、2017年度に告示改正)

- ・「保育所保育指針」(児童福祉法)
- ・「幼保連携型こども園教育・保育要領」
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)
- ・「幼稚園教育要領」(学校教育法)

保育三団体(全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育連盟)並びに全国保育士会は、7月13日、「三要領・指針」改定にあたっての意見書をこども家庭庁、文部科学省に提出しました。

保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼稚園教育要領の改定にあたっての意見書(抜粋)

1. 三要領・指針を「こどもまんなか」の理念に基づいて、一本化するよう、強く要望します
2. すべての子どもの育ちの基礎に養護があることを明確にしてください
3. 真に「幼児教育を支える」ために、教育委員会と福祉部局と連携・協働を図ってください
4. 保護者や地域との連携・協働の充実を図ってください
5. 指針等のねらいを達成するために、環境の整備を図ってください
6. 解説書の作成にあたっては、保育現場の声を聞いてください
7. 保育現場に周知するための研修等を実施してください

[全国保育協議会「要望活動」](#)

意見書を両省庁に手交するにあたり、全国保育士会 北野 久美 会長より意見書に基づき発言を行いました。

発言要旨



意見を伝える北野会長(左)

- 子どもたちに等しく質の高い幼児教育を提供するために、三要領・指針の一本化を要望する。
- 学生が養成校でそれぞれ学ぶときに、三方向で学ぶのではなく、一つの方向で子どもの育ちをしっかりと学んでいただきたいと願っている。

- 「養護」の大切さは理解いただいていると思う。愛着を基盤とした私たちの世界のなかで、「はじめの100か月の育ちビジョン」(2023年12月)等にもあるように、「養護」、つまり生命の保持と情緒の安定が子どもの育ちの基礎にある。そのことから、改定にあたって0歳からずっと「養護」の視点を貫いてほしい。
- 保護者や地域との連携については、保育者と保護者、そして地域が三方向から子どもの育ちを見守るということが大事。今後地域、社会のなかで生きていく子どもたちにとって、この三者が協働で子どもの育ちを育むことができるよう、地域の子育て家庭支援もきちんとできるよう、連携・協働の仕組みづくりをしっかりと明記いただきたい。
- 解説書作成の際は、子どもたちに還元できる内容となるよう、ぜひ子どもの傍らに保育者の意見も聞いていただきたい。
- 研修の実施に際しては現場の声を聞く機会や事前のご相談もいただけるとより実りあるものになる。

北野会長からの発言を受けて、こども家庭庁 成育局 中村 英正 局長からは、「三要領・指針は、文部科学省と一緒に合同で議論をしてきたもの。省庁をまたがって議論ができたこと、またとりまとめ案も共通のものとしてできたことは画期的。最終的に一緒にアウトプットができればと思う」、「近年話題になっている子どものインターネット利用について、今後5年後、10年後を見通すと、さらに乳幼児期からそういったものに触れる機会が多くなると考えられる。まさに愛着や遊び、体験などがより重要になってきている。そういう意味でも連携・協働の充実を図っていかなければならない」、「施策を進めるうえでは、保護者や保育者、地域という現場で連携をとっていただくことが、省庁の横の連携にもつながる。幼児教育センターなどを中心にネットワークを作っていっていただきたい」と述べられ、最後に「三要領・指針の改定にあたっては、解説書作成等の具体化、あるいは現場へのシフトの段階にきたため、現場の方がたと一緒にやっていかなければと思っている。これまで以上にぜひご協力をお願いする」と締め括られました。



意見への思いを
発言する中村局長



こども家庭庁との連携を
話す望月局長

文部科学省 初等中等教育局 望月 禎 局長からも、「日本全国どこにいても、園種関係なく、子どもたちへの関わりは共通にしていくことが大切と考えている」、「解説書の作成等にあたっては、保護者への説明責任という視点からも具体的なところは現場の皆さまにも相談させていただきたい」旨が発言されました。

全社協 8月日程

開催日	会議名	会場	担当部
3 日	全国保育協議会 2026(令和8)年度 教育・保育施設長ステージアップ研修	灘尾ホール	児童福祉部
4 日	令和8年度 全国福祉教育推進員研修 演習(各都道府県・指定都市域での集合ライブ研修)	オンライン 併用	地域福祉部
5 日、6 日	全国社会福祉法人経営者協議会 令和8年度 人事・労務管理講座	ビジョンセンター 品川	法人振興部
5 日～7 日	生活困窮者自立支援制度人材養成研修 令和8年度 主任相談支援員初任者研修	ロフォス 湘南	地域福祉部
6 日	令和8年度 第1回 活動指針推進委員会	オンライン 併用	中央福祉人材センター
6 日、7 日	令和8年度 全国児童委員・主任児童委員活動研修会	灘尾ホール	民生部
14 日	「社会福祉協議会が実施する新たな第二種社会福祉事業 の実施マニュアルの策定に向けた調査研究事業」 (令和8年度社会福祉推進事業) 第1回検討委員会	オンライン	地域福祉部
17 日、21 日	生活困窮者自立支援制度人材養成研修 令和8年度 都道府県研修・自治体の体制整備に係る担当者研修	オンライン	地域福祉部
18 日	日本福祉施設士会 令和8年度 第1回施設長実学講座	オンライン 併用	法人振興部
19 日～21 日	全国社会就労センター協議会 令和8年度リーダー養成ゼミナール(前期面接授業)	会議室	高年・障害福祉部
20 日	社会福祉施設協議会連絡協議会 令和8年度 第2回会長会議	オンライン	法人振興部
20 日～22 日	令和8年度 社会福祉協議会中堅職員研修会	ロフォス 湘南	中央福祉学院
24 日	市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター の機能強化を考えるオンラインサロン(第6回)	オンライン	地域福祉部
26 日	公立保育所・公立認定こども園等トップセミナー	オンライン	児童福祉部
26 日、27 日	災害 VC マネジメント研修(応用・応援職員)第3回検討会		地域福祉部
26 日～28 日	令和8年度 評価調査者指導者研修会	会議室	政策企画部
27 日、28 日	全国社会福祉法人経営者協議会 第45回全国社会福祉法人経営者大会	長良川 国際会議場	法人振興部

社会保障・福祉政策情報 (7月8日から7月24日)

詳細につきましては、全社協・政策委員会
サイト内「[社会保障・福祉政策の動向と対応](#)」
をご覧ください。

■【内閣府】[第88回 障害者政策委員会](#)【7月8日】

第5次障害者基本計画の実施状況や、合理的配慮が義務化された事業者に関する調査結果等を踏まえ、子育て支援や法令上の欠格条項等に関する協議が行われた。

■【厚労省】[第21回 成年後見制度利用促進専門家会議](#)【7月13日】

次期(第三期／2027年～)の同制度利用促進に係る基本計画の策定に向け、民法改正による成年後見制度の見直し(2028年施行予定)や社会福祉法改正(市町村の役割や中核機関の位置付けの明確化は2027年施行)等を踏まえ、2つのワーキング・グループ(WG)を設置することとした。

15日より成年後見制度の適切な運用に係るWGが開催されている。

■【厚労省】[第4回社会福祉施設職員等退職手当共済制度の在り方に関する検討会](#) 【7月16日】

現行制度を維持した場合の保険料や支払準備金の残額といった将来推計結果等を踏まえ、加入拡大の工夫や諸般の制度設計見直しについて協議が行われた。

■ [防災庁設置法 公布](#)【7月17日】

防災施策や災害対応、復旧・復興を一元的に担う防災庁を設置する法律。地方機関「防災局」設置以外は本年中に施行。

■ [経済財政運営と改革の基本方針 2026 閣議決定](#)【7月21日】

連立政権合意書(2025年10月)上の13項目の社会保障政策の順次実行など、給付と負担の改革努力を継続するとした。

■【総務省】[成年後見制度の利用促進に関する調査\(結果に基づく通知\)](#)【7月21日】

利用促進に係る市区町村の取組状況等の調査結果。結果を踏まえ、市区町村や相談支援機関による利用ニーズの適切な把握や、市区町村や各関係機関間の連携強化等について、厚労省への勧告が行われた。

■【厚労省】[第261回 社会保障審議会 介護給付費分科会](#)【7月23日】

社会福祉法改正により創設される「特定地域サービス」等の制度あり方について、地域指定の考え方や配置基準緩和、包括的な評価(月単位の定額払い)等に関する協議が行われた。

■【こども家庭庁】[第1回インクルージョン推進に向けた関係者懇談会](#)【7月24日】

保育、学校教育、放課後児童対策、障害児支援など各制度の下でのインクルージョンの推進に向けた意見交換が行われた。



詳細については、[出版部ホームページ](#)をご覧ください。

全社協の出版情報

出版部で発行している月刊誌最新号の特集をご案内します。

<月刊誌>

●『生活と福祉』7月号

特集：医療扶助の適正化と健康づくり支援の強化

2018(平成 30)年の生活保護法改正より必須事業とされている「被保護者健康管理支援事業」は、同事業の手引きを参考に実施されています。当手引きは今般、「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」の「中間的な整理」(2025年12月)等を踏まえ、本(2026)年3月に改正されました。

本特集では、改正のポイントに加え、各自治体における健康管理支援の取り組み事例を紹介します。

(2026年7月17日発売 定価 550円—税込—)



↑ 画像をクリックすると
試し読みできます。

【出版部 TEL.03-3581-9511】

<レポート送付先>

本レポートは、報道関係者、都道府県・指定都市社協、種別協議会等協議員、政策委員会委員、本会理事・評議員の方がたにお送りしています。